

日行連発第 1238 号
令和 7 年 12 月 24 日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 宮本 重則
許認可業務部
部長 安野 光宣

自動車販売会社による登録等の手続における行政書士法違反
になるものと考えられる例について

日頃より、当会の事業にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。さて、ご存じのとおり行政書士法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 6 月 13 日に公布され、令和 8 年 1 月 1 日から施行されることとされました。

この改正法により、行政書士法第 19 条第 1 項の業務の制限規定に「他人の依頼を受けいかなる名目によるかを問わず報酬を得て」の文言が加えられ、その趣旨が明確にされたところです。

各単位会においては、この改正を受け、会員や自動車販売店等から自動車登録等の手続に係る問い合わせが多数寄せられていることをお聞きしております。

つきましては、自動車販売会社による登録等の手続における行政書士法違反になるものと考えられる例を別添のとおり取りまとめいたしましたので、自動車販売会社や販売店、その販売員等から問い合わせがあった際にはご活用いただければと存じます。

【別添】

自動車販売会社による登録等の手続における行政書士法違反になるものと考えられる例（令和 7 年 12 月 24 日付）

以 上